

### 夜間納税窓口

- ◆とき 5月23日(月) ~25日(水)  
17:30~19:30
- ◆ところ 名寄庁舎2階  
税務課納税係

### 暮らしのリサイクル

(10:00~16:00)

不用になった家庭用品などを紹介します。お気軽にお電話ください。  
※受け渡しは原則として無償で行います。

#### ◆ゆずりませ

- ①赤ちゃん用体重計
- ②アップライトピアノ
- ③シングルベッド(木製)
- ④ひな人形(7段飾り)
- ⑤テント車庫(普通乗用車用)
- ⑥ブランコ(屋外・子ども用)
- ⑦滑り台(屋内用)
- ⑧自転車(補助輪付き)
- ⑨三輪車

#### ◆ゆずってください

- ①ポータブルミシン
- ②電子ピアノ
- ③チャイルドシート
- ④ベビーシート

問 名寄消費者協会

☎01654③5630

### 市長室開放事業を 開催します

- ◆対象 市民または市民が組織する団体やサークルなど
- ◆開催日時 土日祝を除いた5月2日(月)~31日(火)  
9時~17時30分の20~30分  
※市長の公務を優先します。
- ◆懇談場所 市役所名寄庁舎や風連庁舎の市長室など
- ◆懇談内容 地域活動やまちづくりの話、市政への要望・疑問など  
※個人的な要望・相談・苦情・宗教に関する意見、書面による要望の提出、または懇談にふさわしくないと判断される場合は、お断りさせていただきます。

申・問 企画課秘書係

名 3階(内線3304)

### 自主防災組織の組織化・活動を支援します

いざというときのための防災活動を行う自主防災組織を立ち上げる、または自主防災活動を行う町内会は、交付金を利用できます。有効に活用してください。



#### ◆交付金対象事業

#### ◇防災資機材整備事業

※自主防災組織がその活動に必要な防災資機材を整備する事業

#### ①組織準備用資機材

ヘルメット、スコップ、ロープ、土のう袋、携帯消火器など

#### ②情報伝達・収集用資機材

ラジオ、メガホン、トランシーバー、携帯無線機など

#### ◇地域防災活動事業

※自主防災組織が行う啓発訓練、研修活動

#### ③啓発活動

パンフレットなどの印刷、資料購入など

#### ④訓練活動

防災訓練の実施など

#### ⑤研修活動

防災知識の向上のための研修会の開催や参加

#### ◆支援額

①~④ 経費の3分の2

⑤ 経費の全額

※上限6万5000円

#### ◆申請について

申請は1組織につき、各事業ごとに年度内に1回とします。

#### 申・問

防災・法制・訟務担当

名 3階(内線3380)

### 春季消防訓練のお知らせ

市内に設置されているサイレンを吹鳴し、次の場所で消防訓練を実施します。

訓練実施中にホースが道路を横断する箇所は片側交互通行となりますので誘導員の指示に従って通行してください。

また、消火栓を使用するため水道水が赤く濁る恐れがあります。付近住民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、訓練のようすを公開します。見学スペースや見学者用駐車場を用意していますので、ぜひお越しください。

◆とき 5月22日(日) 10時

◆ところ 市民文化センター

#### 問 名寄消防署

☎01654③3319

### 特設人権心配ごと相談所 を開設します

#### ◆とき・ところ

①6月1日(水) 10時~15時

旭川地方法務局名寄支局(西1南11)

②6月1日(水) 10時~15時

風連郵便局内 風の広場(風連町仲町99)

#### ◆相談員 人権擁護委員

#### ◆相談内容 人権問題、家庭問題、「いじめ」問題を始め、

近隣関係のいざこざなどの身近な法律問題、その他なんでも結構です。

※相談は無料で秘密は守られます。



問 環境生活課環境生活安全係

名 1階(内線3126)

### 農業用水路などでの事故 に注意してください

農作業が本格化する季節になると、農業用貯水池や農業用水路などの農業用排水施設での事故が起こりやすくなります。

特に小さな子どもは好奇心から施設に近づいてしまうことがあるので、保護者は施設に近づかないよう注意喚起するとともに、農業用排水施設が近くにある場所では、子どもから目を離さないようにしてください。

また、大人でも事故にあう危険があるので、たとえ用事があるときでも施設にひとりで近づいたり、暗い時間帯に近づくことは避けてください。

また、大人でも事故にあう危険があるので、たとえ用事があるときでも施設にひとりで近づいたり、暗い時間帯に近づくことは避けてください。

問 耕地林務課管理係

名 1階(内線323)

**乳幼児の紙おむつ用ごみ袋を支給しています**

◆対象 平成26年4月1日以降に生まれた乳幼児の保護者

※乳幼児とその保護者が平成28年4月1日以降に市内に住所を有する場合。

◆支給品 20リットルの炭化ごみ袋(ピンク色)

生後月数	支給枚数
新生児～3カ月未満	200枚
3カ月～6カ月未満	180枚
6カ月～9カ月未満	160枚
9カ月～12カ月未満	140枚
12カ月～15カ月未満	120枚
15カ月～18カ月未満	100枚
18カ月～21カ月未満	80枚
21カ月～24カ月以下	60枚

※平成28年4月1日現在の乳

**マイナンバーカード日曜交付窓口**

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請をされた方に順次、交付通知書を送付していますが、仕事などのため、平日に受け取りに来ることができない方のために、次の日程で日曜交付窓口を開設します。

◆とき 5月15日(日)・29日(日)

9時～16時

◆ところ 名1階 市民課市  
民年金係

乳幼児の生後月数に応じて支給。

※転入者は転入日時点での生後月数による枚数とします。

◆申請場所 子育て支援係

①名2階 こども未来課

②風1階 地域住民課福祉係

③智恵文支所(智恵文多目的研修センター)

◆申請に必要なもの 窓口で申請する方の身分証明になるもの

※運転免許証や保険証など。

名 問 こども未来課子育て支援係  
2階(内線3245)

**名寄庁舎のみで行います。**

風連地区の方も名寄庁舎での交付となります。

※ご本人が受け取りに来てください。

※交付通知書が必要な持ち物などを確認してください。

※住民票や戸籍などの証明書

の交付はできません。

名 申・問 市民課市  
民年金係  
1階(内線3112)

**年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付中**

賃金引き上げの影響が及びにくい、所得の少ない高齢者を支援することを目的に、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給しています。

◆対象 次のすべてに該当する方

①平成27年1月1日現在、市に住居がある方

②平成27年度の市・道民税(均等割)が課税されていない方

③市・道民税(均等割)が課税されている方の扶養親族などでない方

④昭和27年4月1日以前に生まれた方

※対象と思われる方には案内文書を発送しています。持ち物など内容をご確認のうえ申請してください。

◆給付額 1人あたり3万円

◆申請期限 7月11日(月)

◆申請場所

①名1階 臨時福祉給付金窓口

②風1階 地域住民課

③智恵文支所(智恵文多目的研修センター)

名 問 年金生活者等支援  
臨時福祉給付金窓口  
1階(内線3198)

**家庭で取り組む7つのポイント**

子どもたちの学力や体力の向上、豊かな心の育成には、望ましい生活習慣や学習習慣などの定着を図ることが必要です。

このため、市教育委員会では「家庭で取り組む7つのポイント」を示し、学校と家庭や地域の皆さまにご理解とご協力をお願いしています。

新年度が始まりました。皆さまには、子どもたちの生活や学習などの状況を見直し、次の7つのポイントに基づいて子どもたちをいっそう健やかに育んでいただきますようお願いいたします。

家庭で取り組む7つのポイント

①朝食を食べる習慣が大切

②節度ある生活習慣が大切

③家庭で学習する習慣が大切

④読書に親しむ習慣が大切

⑤運動する習慣が大切

⑥自尊感情を育むことが大切

⑦いじめは許されないと教えることが大切

※詳細は、市のホームページで見ることができます。

名 問 学校教育課  
3階(内線3377)

**上下水道の使用開始・中止の届け出**

転入・転出や市内転居で、上下水道の使用開始・中止の届け出を忘れていらっしゃる方は届け出をしましょう。

また、地下水をご利用の方(下水道や市管理の浄化槽も)届け出が必要です。

住居人数や使用施設(台所・トイレ・風呂)の変更も忘れずに届け出をお願いします。

届出先・問

上下水道室業務課業務係

3階(内線3360)

2階(内線2065)

**パブリック・コメント実施結果**

名寄市児童クラブ条例の一部を改正する条例(素案)

- ◆意見等の募集期間 2月12日(金)～3月14日(月)
- ◆意見等の提出者数 2人
- ◆意見等の提出件数 2件(3項目)
- ◆意見等の処理 素案の修正箇所 0箇所
- ◆問い合わせ 児童センター ☎01654③3465

上下水道料金の  
集金・検針のお知らせ

市では、料金収納・検針事務を次のとおり委託し、水道使用の利便性を図っています。水道料金の口座振替をご希望の方は、市内の各金融機関または市役所で手続きをしてくださいます。

地区	業務	委託員（業者）
名寄地区 (曙・共和・瑞穂・ 砺波・内淵を除く)	上下水道料金徴収・収納	・松田 友子・夏坂 弘實
	水道メーター検針	・清水ひろえ・佐々木敏子 ・吉田千尋・松田ゆかり ・川崎由希子・上野千秋
智恵文地区	上下水道料金徴収・収納 水道メーター検針	・葦輪 健二・葦輪 頼子
風連地区 曙・共和・瑞穂・ 砺波・内淵	上下水道料金徴収・収納 水道メーター検針	・株式会社カンリ

手続先・問  
上下水道室業務課業務係  
3階(内線3360)  
3363

点訳初心者教室



名寄市点訳赤十字奉仕団では、「広報なよろ」などの点訳をしていただける方を対象とした「点訳初心者教室」を開催します。

声の図書館からのお知らせ

録音図書とは、本などを読みむことが不便な方が耳で楽しめるように、朗読して録音したカセットテープです。声の図書館では、「広報なよろ」や「社協だより」、一般図書などの録音図書の貸し出しを行っています。ご利用の際は申し込みください。

- ◆利用対象
- ① 障害者手帳をお持ちの方
  - ② 活字をそのままの大きさで読めない方
  - ③ 活字を集中して読めない方
  - ④ 病気などにより本をめくるなどの作業が困難な方
- ◆必要な方に広めてください  
録音図書が必要な方は、本紙でこのお知らせを知ること

- ◆とき 5月20日(金) 18時～20時
- ◆ところ 総合福祉センター(西1南12)2階点訳室
- ◆対象 18歳以上の市民(高校生を除く)
- ◆受講料 無料

◆申請  
名寄市点訳赤十字奉仕団  
(担当・田原)  
☎01654②4602

とができます。お近くの録音図書が必要な方に、ぜひお知らせください。

◆会員を募集しています  
声の図書館では一緒に活動してくれる会員を募集しています。録音図書を作りながら読書を楽しみませんか。次の日程で声の図書館の活動を紹介します。体験していただける説明会を開催します。申し込み不要です。ぜひお気軽にお越しください。

- ◆とき 5月24日(火) 10時
- ◆ところ 市立図書館  
名寄本館2階
- ◆申請  
名寄市の図書館  
(市立図書館名寄本館内)  
☎01654②4751



自動車税を  
忘れずに納めましょう

◆納期限 5月31日(火)  
※納入通知書は5月9日(月)付で発付されます。  
※納入通知書が届かない場合は連絡ください。

◆納税場所  
①北海道内の金融機関または郵便局

②総合振興局や道税事務所  
③コンビニエンスストア

◆納税に関するご相談  
やむを得ない事情で納期限までに納税できないなど、納税についてのご相談はお近くの総合振興局または道税事務所までお問い合わせください。

◆申請  
納入通知書が届かない場合  
札幌道税事務所  
自動車税部課税担当  
☎011(746)1190

納税に関するご相談  
上川総合振興局納税課  
(旭川市永山6・19)  
☎0166(46)5100

名寄道税事務所  
(西4南2)  
☎01654②4148

平成28年経済センサス - 活動調査を実施します

全国のすべての事業所や企業を対象に、平成28年6月1日現在で、「平成28年経済センサス - 活動調査」を実施します。



インターネットでの回答を推奨しています

インターネットでの回答は、安心のセキュリティ、簡単な作業、24時間いつでも対応可能など、たくさんのメリットがあります。調査へのご理解・ご回答をよろしくお願ひします。

◆問 企画課企画調整係 名 3階(内線3305)

経済センサス  
活動調査

車種	排気量などの車両条件	税率(年額)		
		変更前	変更後	
原動機付自転車	第1種	50cc以下(ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	第2種乙	2輪で50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	第2種甲	2輪で90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	3輪以上で20cc超50cc以下のものうち、輪距が0.5メートルを超える	2,500円	3,700円
軽自動車	2輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	雪上用	専ら雪上を走行するもので660cc以下	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	トラクターや田植え機で最高速度が時速35キロ未満	1,600円	2,400円
	その他	フォークリフトなどで最高速度が時速15キロ未満	4,700円	5,900円
2輪の小型自動車	250cc超		4,000円	6,000円

◆軽自動車等の税率が変わります  
 地方税法などの税制改正により、4月1日から軽自動車税の税率が変更になります。  
 ◆原動機付自転車・2輪車等

車種	排気量などの車両条件	税率(年額)			
		①旧税率	②新税率	③経年車重課	
軽自動車	3輪	600cc以下	3,100円	3,900円	4,600円
	4輪乗用車	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	4輪貨物車	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
自家用		4,000円	5,000円	6,000円	

※ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車、被けん引車を除く。

◆3輪以上  
 ①旧税率  
 平成27年3月31日以前に新規新車登録した車両  
 ②新税率  
 平成27年4月1日以後に新規新車登録した車両  
 ③経年車重課  
 4月1日現在に新車新規登録から13年を超える車両

※新車新規登録とは、自動車検査証の「初度検査年月」。

車種	排気量などの車両条件	グリーン化特例(経課税率)			
		概ね25%軽減 ※1	概ね50%軽減 ※2	概ね75%軽減 ※3	
軽自動車	3輪	600cc以下	3,000円	2,000円	1,000円
	4輪乗用車	営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用	8,100円	5,400円	2,700円
	4輪貨物車	営業用	2,900円	1,900円	1,000円
自家用		3,800円	2,500円	1,300円	

※1乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ平成32年度燃費基準達成車両  
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車両  
 ※2乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ平成32年度燃費基準+20%達成車両  
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+35%達成車両  
 ※3電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成21年度排出ガス規制に適合し、かつ平成21年度排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両)

◆燃費性能に応じたグリーン化特例による軽減  
 平成27年4月1日〜平成28年3月31日に新規新車登録をした車両は、排出ガスや燃費性能に優れた車両に税率を軽減する特例措置(軽自動車税のグリーン化特例)が適用され、平成28年度のみ次の税率となります。

問 名寄消防署  
 ☎01654③3319

◆実施地域 風連地区を除いた市内各地区

◆とき 5月9日(月)9時30分(金)10時〜12時、13時〜16時

◆多少変更の可能性あり

消火栓放水点検

漏水の確認、清掃などのため消火栓放水点検を行います。作業区域では、一時赤水の発生や、水が濁る場合がありますが、ご理解をお願いします。

名 2階(内線3201) 3203

◆軽自動車税の減免申請  
 身体や精神に障がいのある方が所有する軽自動車税などは、一定の要件を満たした場合、軽自動車税が減免されます。

◆軽自動車税の減免申請  
 申請は、納税通知書が届いてから、納期限の7日前(6月23日)までに申請書と必要書類を提出してください。なお、申請は毎年必要です。昨年度に減免の申請をされた方も、改めて申請が必要になります。

申・問 名寄保健所(東5南3)  
 ☎01654③3121

◆願書受付期間 5月9日(月)〜20日(金)

◆試験科目および試験方法  
 ※詳細は受験案内を参照。

◆申込方法 市内に住所を有する方は、名寄保健所で配布の願書等に必要事項を記入のうえ、提出してください。

◆試験科目および試験方法  
 食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論の筆記試験を実施。

◆受験資格 高等学校に入学することができ(学校教育法第57条に規定する)方で、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設または飲食店営業、魚介類販売業もしくはそざい製造業に該当する営業において、平成28年5月20日までに2年以上調理の業務に従事した方。

◆とき 8月23日(火) 13時30分〜16時  
 ◆ところ 旭川市内  
 ◆受験票で通知  
 ◆受験資格 高等学校に入学することができ(学校教育法第57条に規定する)方で、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設または飲食店営業、魚介類販売業もしくはそざい製造業に該当する営業において、平成28年5月20日までに2年以上調理の業務に従事した方。

道営住宅入居者の募集

◆書類配布期間 5月10日(火)～27日(金) (土・日・祝除く)

◆募集受付期間 5月25日(水)～27日(金)

◆申込方法 収入のわかるもの(源泉徴収票など)と、印鑑を持参し、O&R名寄建物コンソーシアムへお越しください。仮審査のうえ、入居適格者には申込書をお渡しします。必要書類を添えて提出していただきます。※障がいをお持ちの方は障害者手帳などをご持参ください。

◆入居時期 7月初旬に入居

◆入居者の決定 書類審査により決定します。ただし、申し込みが重複した場合は抽選を行います。

◆家賃 入居者の収入に応じた家賃となります。

◆入居抽選会と仮当選者の書類説明会

◇とき 6月2日(木) 14時

◇ところ 駅前交流プラザ「よろいな」

※コンピュータによる抽選



◆募集住宅

団地名	住所	規格	家賃	建築階数	備考
サンピラー名寄 A棟	141号 西2南11	3LDK 74.6㎡	1戸 2万3,600～3万5,200円	H8 4階	世帯向け
マーガレットヴィラ A棟	332号 西2南11	2LDK 59.3㎡	1戸 1万8,900～2万8,200円	H11 3階	世帯向け
ノースタウン名寄 プラタナス棟	632号 東1北6	2LDK 62.4㎡	1戸 1万6,400～2万4,500円	H2 3階	世帯向け

※記載された家賃は、収入によって高くなる場合があります。  
 ※募集期間までに空き家が出た場合は、募集住宅に追加する場合があります。受け付けの際に確認してください。  
 ※家賃のほかには共益費(共用部分の電気代、除雪費など)、ボイラー、ガス警報機のリース料などが別途かかります。

申・問

O&R名寄建物コンソーシアム(西4南9大野ビル1階)

☎01654③3711

HP [http://nairouto.com/douei\\_jurutaku/](http://nairouto.com/douei_jurutaku/)

まちづくり推進事業助成制度を活用しましょう

個人または団体が実施する地域活性化の取り組みに対し、費用の一部を助成します。現在、平成28年度前期分の申し込みを受け付けています。

◆対象事業

①特産品づくりの開発研究に関する事業

②市民生活の向上、文化交流や地域振興に関する事業のうち、次に該当する事業

- 文化交流事業
  - ・国内交流事業
  - ・国際交流事業
- 地域振興事業
  - ・農業振興事業
  - ・産業振興事業
  - ・スポーツに関する事業
  - ・広域連携事業

③観光振興に関するイベントなどの催事に関する事業

④生涯学習・国際交流・後継者育成などの人材育成に関する事業

◆助成の条件

①助成は1つの事業につき1回とする(事業内容によっては継続して助成する場合もあります)

②事業完了後は、成果品、実績報告書と収支決算書を提出すること

③市が交付する他の補助金対象事業になっていないこと

④同一申請者に対する助成は、同一年度内に1回とする

◆助成額

対象事業経費総額の2分の1以内で、予算の範囲内で助成します。限度額は次の表のとおり。

経費区分	助成限度額	費用の例
開発研究	20万円	素材や器材を用いて行う試作試験に要する費用など
イベント開催	20万円	会場設営機材や宣伝広告等に要する費用など
人材育成	10万円	先進地等への派遣研修、講師を招いて行う人材育成に要する費用など

申・問

企画課企画調整係

3階(内線3308)



北海道労働局に「雇用環境・均等部」を設置

北海道労働局では、新たに「雇用環境均等部」を設置し、男女ともに働きやすい雇用環境の実現に向けた総合的な行政展開を図っていきます。

◆組織見直しの目的

①男女ともに働きやすい雇用環境の実現ため、「女性活躍推進」や「働き方改革」などの施策をワンパッケージで推進します。

②労働相談の利便性向上のため、パワハラや解雇などに関する相談窓口とマタハラやセクハラなどに関する相談窓口を1つにします。

③個別の労働紛争を未然に防止する取り組み(企業指導等)と、解決への取り組み(調停・あっせん等)を、同一の組織で一体的に進めます。

◆実施する業務

- ①男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法などの雇用均等関係業務
- ②働き方改革、労働契約法、パワーハラスメント関係業務
- ③個別労働紛争に関する相談、労働相談業務など

問 北海道労働局

☎011(788)7874

## 町内会に入りましょう

「広報なよる」は、お住まいの地域の町内会が町内会加入世帯を中心に市民の皆さまへ回覧板やポスト投函などにより配布をしています。

一人でも多くの皆さまが広報を手にとれるよう、町内会に加入しましょう。



### ◆加入するには

お住まいの地域の町内会長、または町内会連合会事務局へご連絡ください。

**申・問** 町内会連合会事務局  
(企画課企画調整係)  
**名** 3階 (内線3311)

## 無料相談窓口

- ①消費生活相談  
とき 月～金曜日 9:15～16:00
- ②市民相談  
とき 月～金曜日 9:15～16:00
- ③無料法律相談  
とき 5月1日(日) 11:00～  
6月5日(日) 11:00～  
※事前予約が必要です。
- ④行政相談  
とき 5月12日(木) 13:00～16:00  
6月9日(木) 13:00～16:00
- ⑤結婚相談  
とき 第1金曜日17:30～19:00  
その他の金曜日13:00～15:00  
ところ 名寄市消費生活センター  
(駅前交流プラザ「よるーな」)  
① ☎01654②3575  
②～⑤ ☎01654③2111(内線3616)

### ◆年金事務相談

とき 5月10日(火) 10:30～16:00  
ところ 名寄商工会議所  
(駅前交流プラザ「よるーな」)  
※完全予約制(☎0166-72-5004)

### ◆労働相談

とき 月～金曜日 8:45～17:30  
ところ 名寄庁舎3階  
営業戦略課労働相談所  
☎01654③2111

### ◆人権相談

とき 月～金曜日 8:30～16:30  
ところ 旭川地方法務局名寄支局  
☎01654②2349

### ◆生活相談支援センター

(心配ごと相談・生活相談)  
とき 月～金曜日 9:00～17:00  
ところ 社会福祉協議会  
(総合福祉センター内)  
☎01654③9862

### ◆教育相談ハートダイヤル

とき 月～金曜日 9:00～17:00  
ところ 児童センター  
☎01654③1000  
☎0120-874-746(フリーダイヤル)

◆家計相談支援事業  
家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

### 名 問

社会福祉課  
2階(内線3221)  
☎01654③9862



### 相談先

名寄市社会福祉協議会

「生活相談支援センター」

(総合福祉センター内)

## 生活に困りごと不安がある方はご相談ください

### ◆生活困窮者自立相談支援事業

働きたくても働けない、経済的な問題や家族の問題などでお困りの方からの相談を受け、専門の相談員が相談者の抱える問題や状況を確認し、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

### ◆住宅確保給付金

離職により住居を失う、またはその可能性が高い方に家賃相応額(上限あり)を有期で給付する事業です。  
※給付を受けるには、収入、資産、雇用施策による給付金の授受などいくつかの支給要件があります。

## 遊休市有財産(土地)を売却します

### ◆売却条件

- ① 契約後5年以内に購入地の有効活用(住宅・マンション・アパート・駐車場などの建設すること)
- ② 契約後5年間、更地のまま土地の所有権を第3者に移転しないこと
- ③ 複数区画の申し込みを認め、同一区間に2人以上の申し込みがあった場合は、抽選とする
- ④ 性風俗営業および指定暴力団などの事務所の用途に供しないこと
- ⑤ 市税に滞納のない方
- ⑥ 契約時に契約即納金(契約金の10パーセント相当額)と、契約時から40日以内に契約金全額を支払うこと

◆申込期間 5月9日(月)～20日(金)

### 名 申・問

財政課管財係  
3階(内線3334)

区分	所在	地番	地積	売却価格
土地	風連町仲町	56番2	452.71㎡	236万7,000円
土地	西11北4	8番70	224.83㎡	211万7,000円
土地	西11北4	8番71	285.07㎡	268万4,000円
土地	西5北11	58番22	945.68㎡	514万4,000円
土地	西5北11	58番25	952.79㎡	490万円

### ◆売却決定日

5月23日(月)

※抽選の場合は、当日市役所名寄庁舎で実施します。

### ◆売買契約日

5月27日(金)

### ◆売却物件

ご寄附  
ありがとうございました  
(順不同・敬称略)

### ◆名寄市のために

○株式会社近藤組

(近藤 俊人)

代表取締役

### ◆社会貢献のために

○株式会社真鍋組

(真鍋 和一)

代表取締役